

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5022A	5022001			z02001	内閣官房、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、防衛庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	-	金銭債権の譲渡先が金融機関の場合、譲渡禁止特約をすでに適用除外している。	d	-	対応済み	-	社団法人 第二地方銀行協会	1	A	国・地公体等の公的機関向け金銭債権の譲渡禁止特約の適用除外(譲渡先が金融機関の場合)	民間企業の国・地公体等公的機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。		国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために売掛債権担保融資を行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達は阻害している。		
5065A	5065014			z02002	人事院、総務省、官民人事交流法	官民人事交流法	信用金庫連合会は、官民人事交流法第2条第2項に定める「民間企業」として規定されていない	b	-	今回の要望について、要望主体にヒアリングを行うとともに、信用金庫連合会が官民人事交流法第2条第2項に定める「民間企業」に該当するか否かの判断に必要な資料の提出を求めたところであり、今後それらの資料内容を精査の上検討を進めてまいります。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	14	A	官民人事交流法の信用金庫連合会への適用	(官民人事交流法の規整の緩和)右記同様	国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第2項に定める「民間企業」に信用金庫連合会を加える。	信用金庫連合会は、現状、官民人事交流の対象となる民間企業に該当しないため、その職員を国の機関の職務に従事させるためには、当該職員をいったん他の企業に雇用させること等が必要となるなどの問題がある。信用金庫連合会は、国等の出資を受けてない純粋な民間の本邦法人であり、官民人事交流法第2条第2項第5号の要件を満たさずものと考えられる。	国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第2項	新規